

議会構成決まる

議長 佐藤六三郎氏
副議長 白井 忍氏

町議会議員改選後、初の第三回定例町議会が九月六日に招集され、会期を九月十六日までの十一日間とし、正副議長の選挙をはじめ、常任委員会等の構成メンバーが決まりました。

開会は、初議会であるため、議長が選任されるまでの間、地方自治法に基づき、議会事務局長から出席議員のうち最年長の堀信次議員が臨時議長に紹介され、職務に当たられました。

まず、議長選挙が行われ、投票の結果、佐藤六三郎議員が議長に當選されました。

堀信次臨時議長は佐藤六三郎新議長と議長席を交替し、副議長の選挙が行われ、投票の結果、白井忍議員が當選されました。

ついで、議長から議席の指定が入り、次のような各委員会構成メンバーが指名され、選任されました。その後、各常任委員会における正副委員長の互選が行われました。

常任委員会等の構成メンバーは次のとおりです。



副議長 白井 忍



議長 佐藤六三郎

(3)

広報こじ

昭和58年10月1日 (2)

経済社会委員会

◎大谷 勇 ○野上 公平
西脇宗治郎 堀 信次
佐藤 照雄 内藤 五郎
佐藤 駿

建設企業委員会

◎高橋 文英 ○白井 孝
今井 恒樹 山崎 敏一
藤沢 茂俊 山本清一郎
重野 正弘

水道企業団議会議

西脇栄治郎 平石 英一
内山 孝司 佐藤六三郎
佐藤 六三郎 高橋 文英
白井 忍

衛生処理組合議員

佐藤六三郎 大矢 栄一
内山 孝司 佐藤六三郎
佐藤 六三郎 高橋 文英
白井 忍

構成メンバー

◎は委員長 ○印は副委員長
総務文教委員会

◎大矢 栄一 ○宮沢 実
平石 英一 深井 英一
内山 孝司 佐藤 博士
佐藤 六三郎

国保運協委員

今井 恒樹

監査委員

佐藤 六三郎 白井 忍

議会運営委員会

下水道事業会計

大谷 勇 白井 孝
内藤 五郎 佐藤 博士

助役に大矢仁三郎氏再任



教育長に山本順平氏を任命



この間に伴い町教育委員会では、越路町教育委員会規則に基づいて平沢亨氏、山本順平氏の教育委員の選任同意がなされ、山本氏は九月七日付、平沢氏は十月一日付で教育委員として町長から任命されました。

これに伴い町教育委員会では、越路町教育委員会規則に基づいて教育委員による互選の結果、山本順平氏を教育長とし、県教育委員会の承認を得て九月十三日付けで任命されました。

当町の越路原で先年より探鉱導管や低圧地区の入替と、改良に石油資源開発(株)では、きわめていました。

水道事業損益計算書	
57年度純利益 5,486千円	
収 益	108,267千円
営業 収 益	99,802
営業 外 収 益	8,465
費 用	102,781
営業 費 用	69,790
営業 外 費 用	32,991

下水道事業(資本的)	
収 入	135,811千円
企 業 債	84,900
国 庫 補 助 金	30,000
工 事 負 担 金	4,401
他 会 計 補 助 金	16,510
支 出	132,970
建 設 改 良 費	132,970



読書の秋

この間に伴い町教育委員会では、越路町教育委員会規則に基づいて平沢亨氏、山本順平氏の教育委員の選任同意がなされ、山本氏は九月七日付、平沢氏は十月一日付で教育委員として町長から任命されました。

当町の越路原で先年より探鉱導管や低圧地区の入替と、改良に石油資源開発(株)では、きわめていました。

この間に伴い町教育委員会では、越路町教育委員会規則に基づいて平沢亨氏、山本順平氏の教育委員の選任同意がなされ、山本氏は九月七日付、平沢氏は十月一日付で教育委員として町長から任命されました。

この間に伴い町教育委員会では、越路町教育委員会規則に基づいて平沢亨氏、山本順平氏の教育委員の選任同意がなされ、山本氏は九月七日付、平沢氏は十月一日付で教育委員として町長から任命されました。

去る九月定例議会において「昭和五十七年度越路町企業会計決算」が認定されたのでその概要をお知らせいたします。

◎ガス事業会計

五十七年度の水道の業務実績は和五十七年度越路町企業会計決算

が認定されたのでその概要をお知らせいたします。

◎町道路線の認定について

◎町道路線の廃止又は変更について

昭和五十七年度

企業会計決算のお知らせ

ガス事業損益計算書
57年度純利益 13,976千円

収 益 282,674千円

製 品 上 益 245,721

營 業 雜 営 益 28,322

外 収 益 8,631

費 用 268,698

売 上 原 価 142,719

販 售 及 び 管 理 費 81,594

そ の 他 营 業 費 用 27,280

營 業 外 費 用 17,105

有 望 な 深 層 ガ ス 地 の 開 発 に 成 功 し 今 後 町 の 都 市 ガ 斯 の 安 定 供 給 が 一 段 と 強 ま り 期 待 さ れ ま す 。

◎水道事業会計

五十七年度の水道の業務実績は和五十七年度水道事業会計決算

が認定されたのでその概要をお知らせいたします。

◎一般会計決算状況について

なお、一般会計決算状況につい

ては十一月定例議会に上程されま

すのでその後お知らせいたします。

◎ガス事業会計

五十七年度のガス事業の経営状況は冷夏暖冬の傾向と厳しい経済情勢を受けて、販売伸率が一・一%という近年にない実績に終りましたが、原ガス価格の値上げに伴うガス料金の改定と、経常費用の抑制に努め健全財政を維持することができました。

施設整備の面で老朽化したガス導管や低圧地区の入替と、改良に

行いました。

当町の越路原で先年より探鉱

開発を進めていた帝国石油(株)と

石油資源開発(株)では、きわめていました。

この間に伴い町教育委員会では、

越路町教育委員会規則に基づいて

教育委員による互選の結果、山本

順平氏を教育長とし、県教育委員会の承認を得て九月十三日付けで

任命されました。

この間に伴い町教育委員会では、

越路町教育委員会規則に基づいて

教育委員による互選の結果、山本

青少年 豊かな心を 育てよう

「自」中心的でわがまま、そのうえ甘えた考え方を持つている。

最近の子供たちについて、こうした傾向を指摘する人が多いようです。そして、現代の子たちに欠けているのが他人を思いやる心だと思います。



活動を通して、次のような運動の輪を広げていきましょう。
常に相手の身になって考え、温かい援助の手を差し伸べる心を育てるために

★親切運動を進めよう
・お年寄りや体の不自由な人が困っているなら手を差し伸べよう。

・だれに対しても温かく接する「ニコニコ運動」を進めよう。

・自分の特技を提供する慰问人形団、敬老会、奉仕キャラバン隊などに参加し、地域活動を実践しよう。

★感動する心を育てよう
・優れた絵画、音楽、映画、演劇など芸術鑑賞の機会をつくろう。

・美しく感動的な風景の写生や写真撮影をしたり、日記をつけよう。

・キャンプ、登山などの野外生活を通じて、自然の厳しさと恵みを感じさせよう。

そのほか、物を大切にする心を育てることも大切です。物を粗末にしない心が、ひいては他人に対する思いやりにつながります。また、必要もないのに、子供が欲しいものを買いたいなど、うに気をつけたいものです。

10月は食生活改善普及運動月間で止しい食生活を送ろう

育てる心が、ひいては他人に対する思いやりにつながります。また、必要もないのに、子供が欲しいものを買いたいなど、うに気をつけたいものです。

10月は食生活改善普及運動月間で止しい食生活を送ろう

そのほか、物を大切にする心を育てることも大切です。物を粗末にしない心が、ひいては他人に対する思いやりにつながります。また、必要もないのに、子供が欲しいものを買いたいなど、うに気をつけたいものです。



全国防犯運動 新潟県民大会

警察と防犯協会では、犯罪のない明るく住みよい社会をつくるため、全国防犯運動が実施されます。新潟県民大会は次のとおり実施されますので、多数お説のうえ参加して下さい。

◎日 時
10月11日 午後1時から午後4時まで

◎場 所
長岡市厚生会館（長岡市大手通り一丁目）

◎内 容
防犯功労者、標語入選者の表彰、大会宣言のあと、アトラクションが行なわれます。山田実（クラウクター）、しばざき愛（クラウクター）の二名の歌手が参加し、また警察音楽隊の歌演奏等があります。

アトラクション終了後長岡市内をパレードいたします。



基礎食品をそろえて、バランスのとれた栄養を心がけましょう。

毎日食べたい 六つの基礎食品

1魚、肉、卵、大豆
2牛乳、乳製品、骨こと食べられる魚
3にんじん、ほうれん草、かぼちゃなどの緑黄色野菜
4だいこん、キャベツ、トマト、みかん、りんごなどの野菜や果物
5米、パン、うどん、スペゲティ、じゃがいも
6てんぶら油、サラダ油、バター、マーガリン、マヨネーズ
脂肪などのエネルギー源です。

主にビタミンCの供給源です。
主にカルシウムの供給源です。
良質なタンパク質の供給源です。

主にカロチン（ビタミンA）の供給源です。

主にカルシウムの供給源です。

主にビタミンCの供給源です。

主にカルシウムの供給源です。

主にビタミンCの供給源です。

主にカルシウムの供給源です。

主にビタミンCの供給源です。

主にカルシウムの供給源です。

主にビタミンCの供給源です。

主にカルシウムの供給源です。



第一回越路・小国 片貝地区錦鯉 品評会の開催

地域の市町村や福祉団体等を通じて福祉月間である9月中に對象者に贈呈しました。なお、電報電話局及び役場窓口において必要とする方に適宜贈呈します。

アトラクション終了後長岡市内を開催いたします。各地区の優秀な锦鲤を一堂に集めて、その美を競うこととなりますので、一般爱好者をはじめ町民のみなさんも終局のない锦鲤の美しさをじっくりとご覧下さい。

尚当日は、真鯉や金魚などの即売会も行ないます。

詳しいことは、新潟県商工労働部労政課労働福祉係（〇二五二一三一五五二）か、長岡労政事務所（〇二五八一三四一三二一）にお問い合わせください。

また、搬入は、十一月十五日午前九時から午後四時まで、搬出は、十一月三十日午後四時から四時五十分まで、及び二十一日午前十時から午後二時までそれぞれ応募者が行なうことになります。

前役場で、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時～午後二時

官公署の休日を除く月曜日から土曜日・毎日午前九時から午後

相談日時
長岡相談所 長岡総合庁舎一階
（〇二五八一三四一三二一）

行政管理庁では、行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、十月十六日（日）から十月二十一日（土）までの一週間、全国一齊に「行政相談週間」を実施いたします。

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社、公團等が行っている仕事について苦情や要望、意見などをお持ちの方があるかと思います。行政相談とは、これらの方の苦情等の申出に応じ、問題解決を図ることとともに、その結果を検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。

特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間に立って中立・公平な立場から必要なあせんを行い、苦情の解決を要望、意見などの実現、問合せへの回答に努めています。

越路町では、十月二十一日の午前役場で、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時～午後二時

相談日時
長岡相談所 長岡総合庁舎一階
（〇二五八一三四一三二一）

行政相談週間では、行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、十月十六日（日）から十月二十一日（土）までの一週間、全国一齊に「行政相談週間」を実施いたします。

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社、公團等が行っている仕事について苦情や要望、意見などをお持ちの方があるかと思います。行政相談とは、これらの方の苦情等の申出に応じ、問題解決を図ることとともに、その結果を検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。

特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間に立って中立・公平な立場から必要なあせんを行い、苦情の解決を要望、意見などの実現、問合せへの回答に努めています。

越路町では、十月二十一日の午前役場で、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時～午後二時

相談日時
長岡相談所 長岡総合庁舎一階
（〇二五八一三四一三二一）

行政相談週間では、行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、十月十六日（日）から十月二十一日（土）までの一週間、全国一齊に「行政相談週間」を実施いたします。

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社、公團等が行っている仕事について苦情や要望、意見などをお持ちの方があるかと思います。行政相談とは、これらの方の苦情等の申出に応じ、問題解決を図ることとともに、その結果を検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。

特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間に立って中立・公平な立場から必要なあせんを行い、苦情の解決を要望、意見などの実現、問合せへの回答に努めています。

越路町では、十月二十一日の午前役場で、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時～午後二時

相談日時
長岡相談所 長岡総合庁舎一階
（〇二五八一三四一三二一）

行政相談週間では、行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、十月十六日（日）から十月二十一日（土）までの一週間、全国一齊に「行政相談週間」を実施いたします。

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社、公團等が行っている仕事について苦情や要望、意見などをお持ちの方があるかと思います。行政相談とは、これらの方の苦情等の申出に応じ、問題解決を図ることとともに、その結果を検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。

特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間に立って中立・公平な立場から必要なあせんを行い、苦情の解決を要望、意見などの実現、問合せへの回答に努めています。

越路町では、十月二十一日の午前役場で、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時～午後二時

相談日時
長岡相談所 長岡総合庁舎一階
（〇二五八一三四一三二一）

行政相談週間では、行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、十月十六日（日）から十月二十一日（土）までの一週間、全国一齊に「行政相談週間」を実施いたします。

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社、公團等が行っている仕事について苦情や要望、意見などをお持ちの方があるかと思います。行政相談とは、これらの方の苦情等の申出に応じ、問題解決を図ることとともに、その結果を検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。

特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間に立って中立・公平な立場から必要なあせんを行い、苦情の解決を要望、意見などの実現、問合せへの回答に努めています。

越路町では、十月二十一日の午前役場で、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時～午後二時

相談日時
長岡相談所 長岡総合庁舎一階
（〇二五八一三四一三二一）

行政相談週間では、行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、十月十六日（日）から十月二十一日（土）までの一週間、全国一齊に「行政相談週間」を実施いたします。

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社、公團等が行っている仕事について苦情や要望、意見などをお持ちの方があるかと思います。行政相談とは、これらの方の苦情等の申出に応じ、問題解決を図ることとともに、その結果を検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。

特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間に立って中立・公平な立場から必要なあせんを行い、苦情の解決を要望、意見などの実現、問合せへの回答に努めています。

越路町では、十月二十一日の午前役場で、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時～午後二時

相談日時
長岡相談所 長岡総合庁舎一階
（〇二五八一三四一三二一）

行政相談週間では、行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、十月十六日（日）から十月二十一日（土）までの一週間、全国一齊に「行政相談週間」を実施いたします。

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社、公團等が行っている仕事について苦情や要望、意見などをお持ちの方があるかと思います。行政相談とは、これらの方の苦情等の申出に応じ、問題解決を図ることとともに、その結果を検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。

特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間に立って中立・公平な立場から必要なあせんを行い、苦情の解決を要望、意見などの実現、問合せへの回答に努めています。

越路町では、十月二十一日の午前役場で、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時～午後二時

相談日時
長岡相談所 長岡総合庁舎一階
（〇二五八一三四一三二一）

行政相談週間では、行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、十月十六日（日）から十月二十一日（土）までの一週間、全国一齊に「行政相談週間」を実施いたします。

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社、公團等が行っている仕事について苦情や要望、意見などをお持ちの方があるかと思います。行政相談とは、これらの方の苦情等の申出に応じ、問題解決を図ることとともに、その結果を検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。

特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間に立って中立・公平な立場から必要なあせんを行い、苦情の解決を要望、意見などの実現、問合せへの回答に努めています。

越路町では、十月二十一日の午前役場で、午後から岩野集落開発センターで相談所を開設しますので気軽にご利用ください。

○座談会
十月十八日
午後一時～午後二時

相談日時
長岡相談所 長岡総合庁舎一階
（〇二五八一三四一三二一）

行政相談週間では、行政相談制度について広

みんなのスポーツ
健康は家庭の宝、スポーツで健康を!!

10月のスポーツカレンダー

- 3, 10, 17, 24, 31(日)…バドミントン教室
PM 7:30～ 越小
- 4, 11, 18, 25(火)…婦人体育教育教室
AM 10:00～ 町体
- 4, 11, 18, 25(火)…婦人バレーボール教室
PM 7:30～
塚小・岩小・越小の3会場
- 6, 13, 20, 27(木)…トレーニング教室
PM 7:30～ 町体
- 1, 8, 15, 22, 29(土)…少年少女柔道教室
PM 2:30～ 町体
剣道教室
PM 3:30～ 町体
- 2(日)…秋季野球大会
AM 8:30～
河川公園球場他3
- 10(日)…第3回町民体育祭
AM 8:55～
越中グランド
- 15(土)～16(日)…第3回連盟登山
黒姫山(2,053m)
- 23(日)…第5回近郷バスケットボール大会
AM 9:00～ 町体・越中
秋季テニス大会
AM 8:30～
河川公園テニスコート
- 30(日)…第7回町民卓球大会
AM 9:00～ 町体

10月分有線放送計画予定表

月・日	曜	タイトル	内 容	放 送 者
10・1	土	週間ニュース	交通ニュース 音楽	有 放
3	月	普及所だより	水田の輪わらしきみ	普 及 所
5	水	役場だより	社協だより	役 場
6	木	生活の窓	虫歯の予防	中央総合病院
7	金	学校だより	紙ヒコーキ大会の様子	越路小学校
8	土	週間ニュース	ニュース 音楽	有 放
10	月	営農だより	今年の米の検査結果	岩塚農協
12	水	役場だより	行政相談週間にについて	役 場
13	木	暮らしの窓	おいしいつけもの	普 及 所
14	金	マイク訪問	秋の防災について(長岡警察に聞く)	有 放
15	土	週間ニュース	ニュース、音楽	"
17	月	営農だより	農事相談	岩塚農協
19	水	農協だより	共済事業について	岩塚農協
20	木	学校だより	日記紹介	塚山小学校
21	金	役場だより	秋の行楽シーズンの交通事故防止	役 場
22	土	週間ニュース	ニュース 音楽	有 放
24	月	普及所だより	越冬野菜の植え付け	普 及 所
26	水	防災だより	秋の防火運動について	役 場 防 災
28	金	有 放 広 場	体育の秋を迎えて	有 放
29	土	週間ニュース	今月のニュースから	"
31	月	普及所だより	今年の稻作について(その1)	普 及 所

とぶ運動

とぶ運動は、自分の体重を空中に投げあげる、重力への挑戦です。下に降りるときは、体重を柔らかく受け、ショックの少ないようになります。



申し込み・問い合わせ
は町教委

～各種大会や
教室のご案内～

～各種大会の結果～

- 第7回成年野球大会兼越路町農村広場オープン記念大会
8月28日(日)に越路町農村運動広場と西谷農村広場の2会場で、8チーム参加で行われました。
△優勝：白山ニュースターズ 2位：白山成年野球クラブ
3位：岩野クラブ・宮本クラブ

第7回 町民卓球大会

- 期日 10月30日(日) 午前9時より
- 場所 町民体育館 ○主催 越路町卓球連盟
- 参加資格 越路町に在住している者、職域を有する者で、中学生以上の方。
- 試合形式 △一般男子(一般・高校・中学生) A・Bクラス
△一般女子(一般・高校・中学生)
△ベテラン45才以上の男子

秋季 テニス大会

- 期日 10月23日(日) 午前8時30分より
- 場所 河川公園テニスコート
- 主催 越路町テニス協会
- 参加資格 町テニス協会会員(申込み時に入会・参加も可能)
- 種目 △硬式(ダブルス) 男子A・男子B・女子
△軟式(ダブルス)
- 申込み 10月20日(木)まで各連絡員まで申込むこと。
この機会に入会、出場希望の方はヨネックス内の勝田・金子まで。
※雨天の場合は順延の予定。

第26回 町民駅伝大会

- 期日 11月3日(木)
- コース 町内一周(昨年と同)
- 参加資格 中学生以上の町民、または町内職域従事者。
- 競技内容 昨年とほぼ同じく。くわしくは大会要項をご覧ください。
- 申込み 10月17日(日)まで。

第16回 町民バドミントン大会

- 期日 11月6日(日)
- 場所 塚山中学校
- 参加資格 町内に居住、職域を有する小学生以上の者。
- 種目 △男子 A・Bクラス、一般(初心者)、壮年(50以上)、中・小
△女子 A、一般、小学生
- 申込み 電話で町教委へ。

第4回 婦人バレーボール大会

- 期日 11月13日(日)
- 場所 町民体育館
- 参加資格 町内に居住するか、職域を有する既婚婦人、年齢は問わない。
- 申込み 11月7日(木)まで所定の申込用紙で町教委へ。

◎十月二十八日(金) 十三時から十六時三十分まで朝日が停電します。

～一口トリム～

「みんなのスポーツ」とは?
特定の年齢・階層・性別・種目に片寄らず、幼児からお年寄りまでを対象に、健康づくり、仲間づくり、地域づくりをめざしたもの。

◎十月二十八日(金)

八時から十一時まで

十二時まで沢下条・飯塚・中島・十樂寺・岩田の一部が停電します。

町民将棋大会

- 期日 10月23日(日)
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 将棋愛好者
- 内容 大会及び将棋を楽しみ、指導を行なう
- 申込み 浦日崎正一さん(電話 2-2364)又は町教育委員会へ

第5回豊年民謡まつり

- 期日 10月26日(日)
16 午前11時開演
- 会場 岩塚小学校
- 対象 民謡協会会員による競演
- 内容 会員400人による総出演の民謡まつりでレベルの高い演技で魅了します。町民の方々ござってご覧ください。
- その他 塚野山大矢熱さん(電話 4-2528)へ

美術 展

- 期日 11月1日～3日まで
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 美術、芸術の爱好者
- 内容 洋画、日本画、書道、写真の4部門
- 申込み 別記応募要領による。来迎寺長谷川清治さん(電話 2-2453)又は町教育委員会へ

焼 物 展

- 期日 11月1日～3日まで
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 高齢者教室焼物クラブ会員による出品
- 内容 各種の陶芸品を展示即売する。
- 申込み 飯塚中静均さん(電話 2-2366)又は町教育委員会へ

老人クラブ作品展

- 期日 11月1日～3日まで
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 町老人クラブ会員による出品
- 内容 生花の各流派の競演出品
- 申込み 塚野山馬場謙司さん(電話 4-2132)又は町福祉課へ

生 花 展

- 期日 11月1日～3日まで
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 町内の生花爱好者
- 内容 生花の品評及び展示会
- 申込み 10月20日まで町教育委員会へ

町民菊花展

- 期日 11月1日～7日まで
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 町内の菊爱好者
- 内容 菊の品評及び展示会
- 申込み 来迎寺山崎福松さん(電話 2-2634)へ

農産物展示即売会

- 期日 11月3日
- 会場 町総合福祉センター
- 内容 新鮮な農産物を沢山格安で即売

**とうふづくり
もちつき実演即売会**

- 期日 11月3日
- 会場 町総合福祉センター
- 内容 転作大豆によるとうふづくりの実演
- つきたての各種の餅を格安にて即売

錦鯉展示即売会

- 期日 11月3日
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 錦鯉の爱好者
- 内容 锦鯉の品評即売会
- 申込み 詳細は町農林課へ

苗 市

- 期日 11月3日
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 苗木希望者
- 内容 各種苗木を豊富にそろえ格安で販売

第2回町民文芸大会

- 期日 11月6日(日)
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 文芸爱好者
- 内容 短歌、俳句、川柳、自由詩の4部門
- 申込み 別記応募要領による。来迎寺深井義春さん(電話 2-4035)又は町教育委員会へ

町民囲碁大会

- 期日 11月13日(日)
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 囲碁爱好者
- 内容 上級、初級の2クラスに分け大会、囲碁を楽しみ又指導を行なう。
- 申込み 西谷大谷勇さん(電話 4-2377)、岩田鷺頭武さん(電話 2-3708)、深井徹司さん(電話 2-2023)又は町教育委員会へ

町民謡曲大会

- 期日 11月13日(日)
- 会場 来迎寺中央内会館
- 対象 謡曲爱好者
- 内容 各流派の謡曲爱好者が一同に競演する。
- 申込み 来迎寺吉岡源さん(電話 2-2014)、塚野山崎彰三さん(電話 4-2610)、浦間巖さん(電話 2-3484)又は町教育委員会へ

町民詩吟大会

- 期日 11月13日(日)
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 青年及び一般市民
- 内容 野外映画鑑賞会
- 申込み チャリティーバザーその他
- その他 詳細についての問い合わせは町教育委員会へ

越路青年祭

- 期日 11月2～3日
- 会場 町総合福祉センター
- 対象 青年及び一般市民
- 内容 野外映画鑑賞会
- 申込み チャリティーバザーその他
- その他 詳細についての問い合わせは町教育委員会へ

となりのおじいちゃん
厚生年金もらっている

お向いのおばあちゃん
国民年金もらっている

うしろのお母さん
共済年金もらっている

老人クラブの旅行に行く人
みんな年金もらっている



さて、自分の年金ありますか？

夫の年金に頼らず
自分の年金を
おすすめします。



国民年金

越路町役場 福祉課

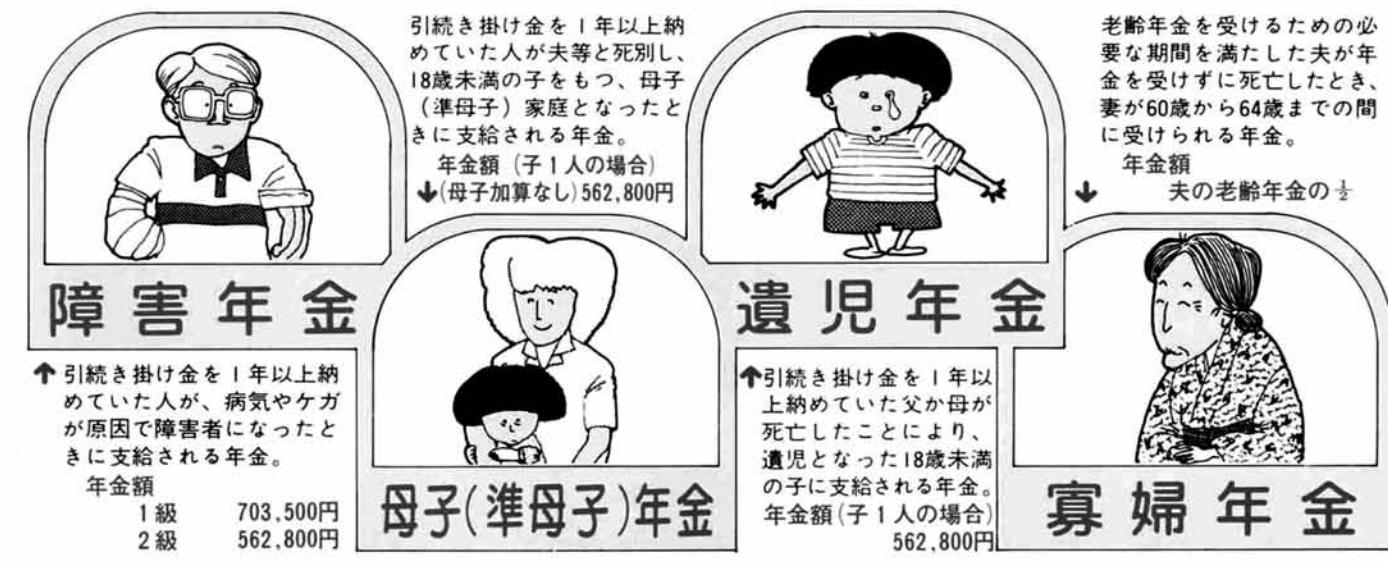
電話 2-3108

●夫婦で受ける老齢年金(月額)

年金額	加入期間	20年	25年	30年	35年
ご主人の厚生年金		105,883	113,600	136,325	159,041
あなたの国民年金		37,700	47,125	56,550	65,975
付加保険料を掛けた場合		4,000	5,000	6,000	7,000
夫婦で受ける老齢年金の合計		147,583	165,725	198,875	232,016

(注) 厚生年金は、平均標準報酬月額を20万円として計算しました。

こんなときにもこんな年金が…



※ このほか、通算老齢年金、死亡一時金などの制度もあります。

加入申込みはお早めに

今年の保険料は月額5,830円（定額保険料）となっております。申込みは役場福祉課国民年金係へ申し出て下さい。

その他、詳しいことや、わからないことはお気軽に相談して下さい。
お待ちしております。

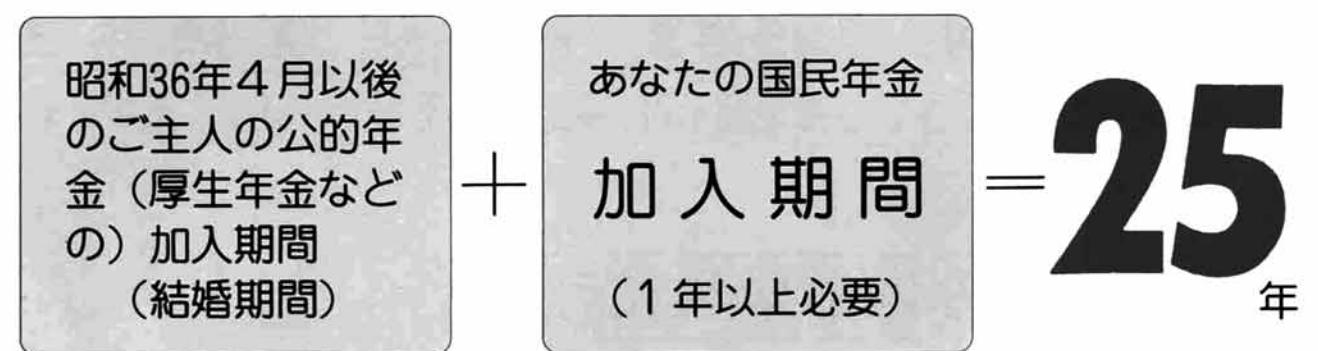
- 厚生年金等の受給権（20年以上の期間）がある人で、60才前に退職されその後、国民年金に加入して、将来、厚生年金と国民年金の両方から年金が受給できます。

例

20 才	学生 国年加入	厚 生 年 金	厚生年金の 障害年金受給	國民年金 任意加入	厚年障害年金と 國年老令年金を 受給
退職					
厚生年金	夫 厚 生 年 金	國民年金	厚年と國年の 老令年金受給		
結婚					
共済組合	夫 厚 生 年 金	厚 生 年 金	國民年金	共済年金 厚生年金 國民年金を受給	
結婚					
共済組合	夫 厚 生 年 金	厚 生 年 金	國民年金	共済年金 厚生年金 國民年金を受給	

原則として、60歳までに保険料を納めた期間が25年以上あることが必要です。

しかし、加入期間が短かくとも心配ありません。



であれば老齢年金が受けられます。（昭和5年4月1日以前に生まれた人については、必要加入期間が10年から24年に短縮されています。）

年金加入申込みは忘れずに

○強制加入者



- 農林漁業、商工業、医師、建築業、弁護士などの自営業や自由業の人で厚生年金や共済組合などの被用者年金制度に加入していない人

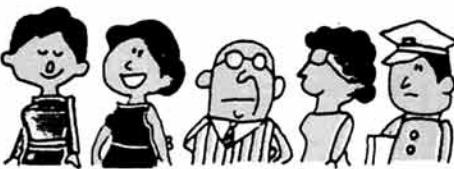
主人(夫)が国民年金に加入しており配偶者(妻)が厚生年金等に加入していない人、又は、ある職場を退職し別の職場へ再就職されその職場で厚生年金に加入されていない時、社会保険だけ加入し、厚生年金は加入しない場合は、

その期間は国民年金の強制加入者となりますので忘れずに役場へ届け出て下さい。

最近、老齢年金を請求したところ、冬期間の厚生年金が数年間、年金未加入期間と判明し、ぎりぎりの必要期間で年金を受給することとなりましたが大変危険なケースが発生しております。

自分自身の年金を

○任意加入者



- 厚生年金や共済組合などの被用者年金制度の加入者の配偶者
- 年金や恩給を受けることができる人とその配偶者
- 市町村議員とその配偶者
- 昼間部の大学生

- 20歳以上の学生さんも就職して厚生年金・共済組合等に加入されても学生の期間に国民年金の加入期間がある時将来国民年金の老齢年金が受給できます。

主人(夫)が厚生年金等に加入している配偶者(妻)は希望により国民年金に加入し、将来自分の年金が受給できます。

結婚して現在どの年金にも加入していない妻（配偶者）も、これから国民年金に加入して、結婚前の厚生年金等と通算して将来年金を受けましょう。



広報こじい

1983
10/1
国保特集号

■発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■印刷 / 大川印刷株式会社



写真は、浦地区老人クラブの人達、元気にゲートボール練習にはげみ気持よい汗を流す。



健康で明るい毎日を!!

健康で毎日を暮らせることがほど幸せいことはありません。どんなにたくさんのお金があつても丈夫で元気なからだをもつていなければ、ほんとうのしあわせを感じることはできないでしょう。

病気から身を守り健康を保持するにはどうすべきか日頃の健康管理に対する心構が大切です。自分の体にあつた運動、グループ同志のスポーツ、余暇を利用した盆栽の手入れなどは心身を鍛えるうえで有意義であり健康を保持する近道といえましょう。

健康で毎日を暮らせることがほど幸せいことはありません。どんなにたくさんのお金があつても丈夫で元気なからだをもつていなければ、ほんとうのしあわせを感じることはできないでしょう。

病気から身を守り健康を保持するにはどうすべきか日頃の健康管理に対する心構が大切です。自分の体にあつた運動、グループ同志のスポーツ、余暇を利用した盆栽の手入れなどは心身を鍛えるうえで有意義であり健康を保持する近道といえましょう。

成人病を防ごう

成人病とは、一般に慢性疾患といわれているいろいろな病気のこととで、老化現象を伴う生理的な変化が直接、間接に原因となって発病します。

成人病の特徴は、自覚症状が少なく、いつのまにか進行していて、寿命を縮める病気なのです。

脳卒中や心臓病などの循環器疾患を防ぐには次のような日常生活や食生活上の注意を守ることが必要です。

①規則正しい生活をしよう



②酒・タバコはひかえめに



③バランスのとれた食事をしよう



④適度な運動をしよう



⑤肥満の防止



⑥検診を受けよう



昭和57年度 国保会計の収入・支出状況

科 目	決算額	構成比	被保険者 1人当り
保 保 険 料	千円 211,801	% 38.1	円 43,616
使 用 料・手数料	18	-	3
国 庫 支 出 金	293,928	52.8	60,528
県 支 出 金	785	0.2	161
財 産 収 入	3,578	0.6	738
総 入 金	3,000	0.5	617
総 越 金	38,545	6.9	7,937
総 収 入	4,802	0.9	988
歳 入 合 計	556,457	100.0	114,588

歳 出

科 目	決算額	構成比	被保険者 1人当り
総 務 費	千円 18,711	% 3.6	円 3,853
保 保 険 給 付 費	485,456	93.9	99,970
保 保 健 施 設 費	339	0.1	70
基 金 積 立 金	3,684	0.7	758
公 債 費	-	-	
総 支 出 金	6	-	1
予 備 費	-	-	
老人保健支出金	8,801	1.7	1,812
歳 出 合 計	516,997	100.0	106,465

町の国保会計

昭和57年度決算

昭和五十七年度の、国保の決算状況は左表のとおりです。歳入は、五億五千六百四十五万七千円で内訳では、国庫支出金が53%、保険料が38%で全体の91%をしめております。歳出は、五億一千六百九十九万七千円で、保険給付費（医療費や助産費、葬祭費等）が94%をしめています。

40歳以上の人々に

保健事業を実施

健康新たに老後をすごすためには、壮年期から病気の予防を心がけ、健康管理に気を配らなければなりません。そのための健康づくりのための様々なお知らせや検診、相談事業が行われます。

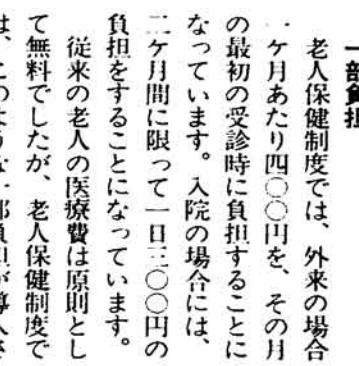
事業の内容は

- 1 健康手帳の交付
- 2 健康教育を行う
- 3 健康相談を行う
- 4 健康診査を行う
- 5 医療給付をする
- 6 機能訓練を行う
- 7 訪問指導を行う



老人保健医療はこうなります

このように、病気の予防から治療、リハビリテーションまで、貢献したサービスを町が主体となって行います。



一部負担

老人保健制度では、外来の場合の最初の受診時に負担することになっています。入院の場合には、二ヶ月間に限って一日三〇〇円の負担をすることになっています。

国保による医療制度

医療費節約にご協力を!!

国民健康保険は、みなさんが病気やケガをした時、安心して医療を受けられるように、みんなから集めた保険料を、みんながお医者にかかった時の費用にあてます。ですから、みんなが医療を受ける時、病院の窓口に保険証（国民健康保険者証）を持っていけば、実際にかかった医療費の三割を払うだけで十分な医療が受けられます。後の七割は、みんなから納めたいたく保険料、国、県などの補助金によってまかなわれています。

近年、私たちの生活はたいへん豊かになりました。病気やケガをしたときも例外ではなく最新の医術による十分な医療が受けられるようになっています。

しかし、ここ数年来、医療費の値上がり等による医療費の上昇で国保財政はだんだん苦しくなっています。このままいくと国保が受けられるよう、ふだんから、みんなから収めていたく保険料を値上げをして、これを補わなければなりません。

本当に必要な時、安心して医療が受けられるよう、ふだんから、正しく医療費を使うよう、みんなのご協力をお願いします。

保険証なしで診療を受けると、医療費は全額自分で負担しなければならないことになりますので充分注意して下さい。

保険証は正しい使い方をして下さい。氏名などの記入事項にまちがいはないかよく確かめ、注意事項もよく読んでおくことも必要です。また、自分勝手に書き直したりすると無効になります。出生や死亡などの変動が家族にあったときは、転出したとき、他の健康保険に加入したときは、国保担当係へ届出をして下さい。

お医者さんにかかるときは必ず保険証を!!



年々増加する医療費

今我が国では、高齢化社会に向ってハイペースで進んでいます。平均寿命も伸びて世界一の長寿国となり、一人は六五歳以上の老人で占められるだろう、といわれています。このような高齢化社会に備えて、老人保健法が成立し、五八年二月から実施されました。

対象者は、老人保健制度の医療の対象者は、医療保険の加入者のうち、七〇歳以上（六五歳以上の寝たきり老人を含む）の人です。

実施主体は、これらの人たちには、越路町を保健制度からは療養の給付が行われますが、その他の点では従来の国民健康保険が適用されることです。

従来の国民健康保険への加入資格はそのまま、現在の被保険者の資格に変りなく、助産費や葬祭費等の現金給付は国民健康保険から支給されます。

ただし、注意したい点は、老人保健制度からは療養の給付が行われますが、その他の点では従来の国民健康保険が適用されることです。

保健制度からは療養の給付が行われますが、その他の点では従来の国民健康保険が適用されることです。

老人保健制度

今年2月1日から実施



老人保健制度では、外来の場合の最初の受診時に負担することになっています。入院の場合には、二ヶ月間に限って一日三〇〇円の負担をすることになっています。

従来の老人の医療費は原則として無料でしたが、老人保健制度では、このような一部負担が導入されました。

老人保健制度の医療は、現在の最初の受診時に負担することになります。入院の場合には、二ヶ月間に限って一日三〇〇円の負担をすることになっています。

老人が保健機関で受診する場合、国民健康保険の被保険者証と新しく交付された健康手帳（老人保健法医療費受給者証）を提示して受診することになります。



で、疲労を速やかに回復するためには、休養をとること、の二点がもつとも重要なことです。そのどれか、一つにでも過不足があると、体の調子を狂わして、環境に適応できず、病気が起きてきます。

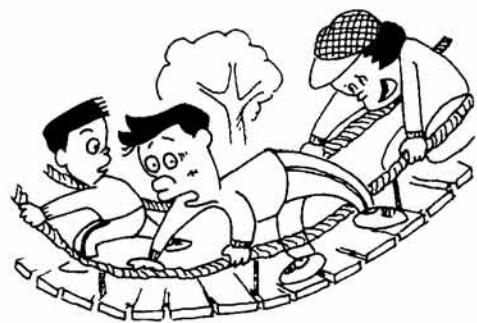
健康の三原則



健康の秘訣は 正しい食生活から

品は存在しません。したがつて、できるだけ多種類の食品をとつて栄養のバランスをとり、規則正しい食生活を送ることが大切です。

人間はたえず食物から栄養やエネルギーをとつて生きているわけですが、かたよつた食事をしていると、次第に病気を招くことになります。食事は毎日の積み重ねが大切です。



家族ぐるみの
運動を

国保でうけられない診療

お医者で診療をうけたとき、次のような場合は国保はつかえません。

○病気でないもの

- 1、単なる疲労やけん怠
 - 2、美容のための整形
 - 3、正常な妊娠・分娩
 - 4、健康診断
 - 5、予防注射

○犯罪行為や不行跡でおき

心身の休養を 熟睡して

熟睡して 心身の休養を

積極的な

健 康 江

よろこばれる

高額療養費制度



わたくしたちが毎日の生活をづけてゆく上で、健康でいられることがほど幸福なことはいうまでもありません。

しかしながら、家族のだれかが一人でも病気やけがをしたりすると多額な医療費に苦しむなければならず、一家の破滅にもなりかねません。

高額療養費制度は、一ヶ月の内で同じ病院や、お医者さんに支払った自己負担額が五万一千円を超えた場合、その超えた額は全部国保が負担し、あとから払い戻しされるもので、具体的には次のとおりです。

国保は、病気やけがなどのためだけでなく、子どもが生れたときの助産費や、被保険者が死亡したときにその葬儀を行なった人に葬祭料が支給されます。

- 助産費支給額 10万円
葬祭費支給額 4万円



あとで払い戻しが受けられるもの
(療養費払い)

医師と国保とが治療に必要と認めた場合に限り次のような給付を受けられます。

付き添い看護料、移送費、あんま、マッサージ、ハリ、灸の費用や、コレセット等の治療用装具費

自己負担割合の基準

医療費通知

あなたの医療費はどの位か ござんじですか？



わたくしらの国保では、みなさんが病院やお医者さんで診療を受けたときの医療費がいくらかかってたのか知つてもらうため、医療費通知運動を実施しています。今

年四、五、六月に受診された分を九月にお知らせしましたが、この後十、十一、十二月分については来年三月に通知することにしてお

ります。
あなたはどれ位お医者さんにかかりますか。昭和五十七年度の国保は、被保険者四、八五人で、一ヶ月に二、九四六人がお医者さんにかかり、一人に一人は何らかの病気で診療をうけている勘定になります。医療費は、一人平均一年間で十一万四千円、老人では二十五万五千円が使われています。

これは五年間に比べて約一倍にもなっています。
国保はあなたの家計と同じです。病人が増え医療費が多くなれば、それだけたくさんのお医者料をみんなでだし合わなければなりません。あなたのちょっとした心がけがあなたの家計を助けるように、あなたの健康への注意や、国保への理解が、国保の家計を助けるのです。

**時間外診療は
慎重に**



急に倒れたり、激痛におそれたなど、やむにやまれぬときはいたしかたありませんが、深夜や休日などの時間外の診療はできるだけひかえたいものです。とくに、子どもの急患は、実際には急を要するものでないこともあります。

**むし歯の予防は
早めに**
で、ふだんから子どもをよく観察する習慣を身につけておくことも母親として大切なことです。

治療より予防を
病気になつて治療をうけるよりも、むし歯や歯槽膿漏は、早く、病状の小さいうちに手当をすれば治療の効果も上り、かんたんに治ります。そのためには平素の心がけが大切です。夜ふかしをやめ、睡眠と休養を十分とつて過労をさけるよ

う心がけましょう。

年四、五、六月に受診された分を九月にお知らせしましたが、この後十、十一、十二月分については来年三月に通知することにしてお

ります。
病気になつて診療を受けても、窓口で払うのは、かかった費用の三割ですみます。このように、国保に加入していると、多額な治療費を支払わぬですみますが、とあります。お医者にかかる

ということはないでしょうか。年々医療費は増える一方で、国保の台所は苦しくなるばかりです。そのお医者さんを信頼し、指示を「注射をしてほしい」「くすぐりがほしい」とねだつたり、お医者を次々とかえたり、待合室をサロン

第三者行為とは

他人（第三者）に傷つけられてケガをしたり、病気になつたりした場合、これを「第三者行為」といいます。

交通事故にあったときは、国保の窓口へ「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。

交通事故にあつたら 国保に届けましょう

交通事故にあつたとき

**国保が一時たてかえて
加害者が返す**
交通事故の場合の医療費は、本來、加害者が支払うのがたて前となっています。

しかし、弁償が不十分だったり遅れたりする場合には、国保担当係に「第三者行為による傷病届」の届出すると、国保の保険証で治療を受けることができます。

②警察に届けましょう



**①相手の身元を必ず確認し
ましょう**



**⑤示談は国保に相談してか
らにしましょう**



④国保に届けましょう



**③医師の診断書をもらいま
しょう**



国保質問コーナー

問 会社をやめることになりました。国保にいるわけですが、保険料はいつから納めればよいのでしょうか。

答 国保加入の手続きを窓口でしたときにははじめて被保険者の資格を得て、そのときから保険料を納めればよいという考えがちですが、実は、被保険者の資格届をする、しないにかかわらず、他の健康保険の適用を受けなくなったときから法律上の納入義務が世帯主に発生しているわけです。したがって、この場合、職場の健康保険をやめたその日が国保の資格取得日となり、保険料の納入人は、その日からということになります。

ですから、国保加入の手続きがおくれるとさかのぼって保険料を納めなければならず、その間、保険証を交付されませんので、保険診療を受けられないといういわば損をするような結果になります。会社をやめたとき、あるいは他の市町村から転入してきたときは、すみやかに国保に届出をして下さい。

